

令和 2 年

新 城 市 教 育 委 員 会

3 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

## 令和2年3月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 3月12日(木) 午後15時30分から午後17時10分まで

2 場 所 本庁舎 4階 4-3会議室

### 3 出席委員

和田守功教育長 原田純一教育長職務代理者 花田香織委員 安形茂樹委員  
夏目みゆき委員 村松 弥委員 青山芳子委員

### 4 説明のため出席した職員

片瀬教育部長  
櫻本生涯共育課長  
請井教育総務課長  
安藤学校教育課長  
熊谷生涯共育課参事  
湯浅生涯共育課参事  
白井生涯共育課参事

### 5 書 記

佐藤教育総務課庶務副課長

### 6 議事日程

開 会

日程第1 1月、2月の会議録の承認

日程第2 3月の新城教育

- (1) 教育長報告
- (2) 3月の行事・出来事

日程第3 議案

- (1) 新城市教育委員会事務局組織規則の一部改正について(教育総務課)
- (2) 新城市教育委員会決裁規程の一部改正について(教育総務課)
- (3) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金の額に関する規則の制定(教育総務課)
- (4) 新城市生涯学習推進委員の委嘱について(生涯共育課)
- (5) 新城市文化財保護審議会委員の委嘱について(生涯共育課)
- (6) 新城市長篠城址史跡保存館運営審議会委員の委嘱について(生涯共育課)
- (7) 新城市鳳来寺山自然科学博物館運営審議会委員の委嘱について(生涯共育課)

- (8) 新城市鳳来寺山自然科学博物館学術委員の委嘱について（生涯共育課）
- (9) 新城市スポーツ推進委員の委嘱について（生涯共育課）

#### 日程第4 協議事項

- (1) 新城図書館郵送貸出サービス要綱の制定について（生涯共育課）
- (2) 教育長職務代理者の選任について（教育総務課）

#### 日程第5 報告事項

- (1) 3月定例会市議会の概要について（教育部長）
- (2) コロナウィルスの対応について（学校教育課）
- (3) 「スマホ&ゲーム機等とうまくつきあうための9か条」の配布について（生涯共育課）

#### 日程第6 その他

- (1) 令和元年度退職辞令伝達式（学校教育課）・市職員辞令交付式（教育総務課）  
令和2年3月31日（火）午前11時00分 本庁舎4階会議室
- (2) 令和2年度発令通知・補職辞令交付式（学校教育課）・市職員辞令交付式（教育総務課）  
令和2年4月1日（水）午前10時00分 本庁舎4階会議室

閉会 午後17時10分

## ○委員

3月の新城市教育委員会議を開催いたします。

最初に、お願いをしておきます。

たくさん議案があるのですけれども、こういう御時世ですので、皆さん、簡潔に説明をいただいて、省略したいことはできるだけ省いて、話し合うべきことはしっかり話し合っというように、進めて行きたいと思っております。よろしく申し上げます。

日程第1 1月、2月の会議録の承認

## ○委員

では、日程第1です。1月、2月の会議録の承認をお願いします。

日程第2 2月の新城教育

## ○委員

それでは日程の第2、3月の新城教育ですが、(1)教育長報告は全ての日程の後で教育長さんが改めてお話をされるそうです。

(2)です。3月の行事・出来事、お願いいたします。

## ○教育総務課長

教育総務課から3月の行事・出来事を説明します。1ページをご覧ください。

3月につきましては、本日が定例教育委員会議でございます。また、19日までの間、新城市議会3月定例会が現在開会されております。

3月31日火曜ですが、教育委員会事務局の辞令交付式ということで、教職員の退職辞令伝達式の後引き続き行います。

4月になりまして、1日水曜日に辞令交付式がございます。

8日水曜日に教育委員代表者会議が蒲郡市で開かれます。こちらにつきましては、教育長さんと職務代理者の2名の出席の予定としておりますので、よろしくお願い申し上げます。

9日の全国都市教育長理事会でございますが、新型コロナウイルスの関係で中止となりました。

16、17日につきましては、東海北陸都市教育長会議が三重県の桑名市、いなべ市で開催される予定でございましたが、こちらも中止となりました。これにつきましては、16日に、場所は未定ですが役員会のみが開催されるということで、教育長が出席を予定しております。

なお、4月の定例教育委員会議の開催は、23日木曜日となっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

教育総務課からは以上です。

## ○委員

ありがとうございます。

## ○学校教育課長

学校教育課は、記載のとおりであります。

以上です。

## ○委員

ありがとうございます。

#### ○生涯共育課（共育係・文化係・図書館）

それでは、生涯共育課ですが、初めに共育係です。

コロナウイルスによりまして中止した行事が多いため件数が少ないですが、書いていないもので中止となったものを申し上げます。

3月1日に子ども会壁新聞コンクール表彰式を中止しております。

それから、3月7、8日の二日にわたりまして、共育講座のパンづくり講座を予定していましたが、これも中止になりました。

それから、書いてあるものになりますけれども、まず、左側、平日の欄の26日にぶっぽー荘実行委員会が鳳来寺共育施設で開催予定です。

それから、続きまして文化係の行事になります。

こちらも、大きな行事で書いていないものが中止になったものとして、3月15日に吉田兄弟のコンサートがございましたが、これが12月5日に延期になっております。

それから、来月の予定で、12日に吉本の漫才の殿堂とありますが、今週に入りまして開催を見合わせることに決定しましたので、12日にはございません。今後の対応につきましては、現在未定でございます。

続きまして、図書館の報告です。

6日まで、館内特別整理期間ということで休館でしたが、引き続き16日まで新型コロナウイルス感染対策のための臨時休館ということになりましたが、今週になりまして、さらに臨時休館を3月31日まで延長することといたしました。なお、17日からは事前予約制で図書の貸し出しを行う予定で、現在準備を進めているところでございます。

それに伴いまして、17日から27日の市子連の壁新聞作品の展示も中止としております。

来月、主な行事はございません。

以上です。

#### ○生涯共育課（スポーツ係）

続きまして、スポーツ係からです。3月ですが、3日に新城市民鳳来地区ゴルフ大会を開催いたしました。130人の参加でありました。

12日、本日ですが、第3回市民鳳来地区ゴルフ大会実行委員会、本日は実績報告等の報告ということで、職員が今、出席しております。

次に右の欄です。19日火曜日のスポーツ進委員臨時定例会ですが、こちらについてはコロナウイルス感染症関連で中止とさせていただきます。

25日水曜日の三遠ネオフェニックスホームゲームの新城市民デーにつきましても、コロナウイルス感染症の関係で中止となりました。この件につきましては、来月のホームゲームにできればもう一度新城市民デーということで、現在検討中であります。

30日月曜日ですが、新城市スポーツ少年団単位団体との打ち合わせを、係で対応します。

来月の予定です。3日金曜日に新城スポーツ推進委員の辞令交付式を予定しています。

7日火曜日には、第1回スポーツ推進委員定例会を予定しています。

18日土曜日には、新城市体育協会の通常総会の予定であります。こちらの件につきましては、明

日、体育協会の臨時役員会を行いますので、実施等について協議されるそうです。

同じく、19日日曜日の第15回春季市民体育大会の総合開会式につきましても、市として、共催でありますので、そちらの案件も明日実施について検討する予定であります。今のところは予定であります。

あと、日にちは未定ですが、第1回つくしんぼうスポレク祭の実行委員会を4月から予定しております。

スポーツ系からは以上です。

#### ○生涯共育課（文化財）

文化財、資料館、保存館のほうから御報告申し上げます。非常に、中止の事業が多くなっておりません。

3日の文化庁調査官来訪、25日のフェニックス出展、7日のリニモウォーキング、ふみの蔵コンサート、28日の長篠城歴史ウォーキング、来月4月5日庭野薬師堂大祭が全て中止になっております。

それから、史跡長篠城跡保存活用計画委員会を30日に予定しております。

その下の文化財保護審議会を24日を予定しております。

以上です。

#### ○生涯共育課（博物館）

最後に、博物館からでございます。

博物館からは、来月の行事ということで、19日の日曜日、これは午前10時からでございますが、鳳来寺山自然科学博物館の学術委員の総会、同じく19日、午後1時半からでございますが、博物館友の会総会を予定しております。

26日につきましては、博物館行事の「作手高原の山菜を観る、味る」ということで、鬼久保ふれあい広場にて開催することになってはいますが、今後の新型コロナウイルスの状況を踏まえて、中止する場合がございます。

以上でございます。

#### ○委員

ありがとうございました。

御意見、御質問ございましたらお願いします。いかがでしょうか。

日程第3です。

日程第3 議案

#### ○委員

議案（1）、（2）新城市教育委員会決裁規程の一部改正について、（3）独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金の額に関する規則の制定について、3つ、教育総務課ですね、よろしく願います。

#### ○教育総務課長

それでは、最初に、新城市教育委員会事務局組織規則の一部改正につきまして御説明いたします。

内容は、4ページから12ページになります。

5ページの新旧対照表にて御説明いたしますので、ご覧ください。

今回の改正につきましては、第3条における課の事務分掌の内容を改正するものであります。

具体的には、旧の記載にあります教育総務課の10の「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。」と、13「児童及び生徒の就学、入学、転学及び退学に関すること。」から16の「学校体育に関すること。」までを学校教育課へ移管するものでございます。

これにつきましては、各学校との調整が必要な事務を移管することによる事務の円滑化、効率化の推進をはじめ、学校教育課の職員が平成30年度の増員や、学校給食共同調理場、ICT環境の整備など、教育総務課の事務の増加などを考慮し、適正な事務分担への変更を行うため、今回改正を行うものです。

6ページをごらんください。

6ページにつきましては、生涯共育課の事務分掌になります。この改正は、並び順を各係ごとに整備するとともに、その各係におきまして、その他に関する業務を全ての係に明記するよう追加するものでございます。

施行の日は、令和2年4月1日といたします。

続きまして、新城市教育委員会決裁規程の一部改正について御説明をいたします。

内容につきましては、13ページから19ページまでになります。

この14ページの新旧対照表で御説明しますと、今回の改定につきましては、新城市教育委員会の事務局組織の一部改正に伴い、第5条の課長の専決事項を改正するものでございます。具体的には、教育総務課の9にございます(4)の「学齢児童及び生徒の就学義務の猶予又は免除に関すること。」、(5)の「就学予定者の就学すべき小学校区又は中学校の指定に関すること。」の2つを、学校教育課長の専決事項に移動するものでございます。

施行の日は令和2年4月1日といたします。

続きまして、(3)の独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金の額に関する規則の制定につきまして、御説明をさせていただきます。

内容は、20ページになりますので、ごらんください。

この日本スポーツ振興センターの共済掛金は、学校管理下におきます児童生徒が負傷や障害、死亡など、災害に遭ったときに、その生徒の保護者に対して医療費や見舞金を支給する制度でございます。

この経費につきましては、国と学校設置者(市)と保護者の三者で負担することとなっております。その保護者の負担額については、市が設定した負担額を保護者からいただき、市の負担を合わせて日本スポーツ振興センターに掛金として払っているものでございます。

これまでは、スポーツ振興センターの施行令の共済掛金額の10分の4から10分の6までの範囲で保護者に徴収することに基づき、10分の5の掛金を保護者から徴収し、市の負担分と合わせまして掛金を支払っておりましたが、今回、スポーツ振興センターより徴収の規程整備に関する適切な執行の依頼がございました。今回、規則に定め、保護者からの徴収額を明記するものでございます。

この規則は、令和2年4月1日から施行することといたします。

教育総務課からは、以上3件をよろしく願いいたします。

## ○委員

ありがとうございました。

では、1つずつ行きます。

(1) 事務局組織規則の一部改正について、御意見、御質問はございますか。

#### ○委員

最初の事務局組織規則にかかわるところですが、教育総務課の事務分掌の何点かを学校教育課に移管するというお話でした。学校教育課が1名増になったということで負担のバランスをとるという意味合いで説明されていましたが、学校教育課も多忙を極めていて、そのために1名増にした経緯があったかと思います。教育総務課が担当されているICTと給食共同調理場の問題、これは大変大きな課題で負担が非常に大きいということもわかりますが、給食調理場の関係で今後人員をふやして対応すべきではないかということ、以前総合教育会議で取り上げております。給食課、給食係をつくる必要があるのではないかという提案もなされておりますが、そういった配慮はなされなかった、認められなかったといった事情があったのでしょうか。

#### ○教育総務課長

まず、学校給食課、係の件でございますが、学校給食課、課ができなくてもせめて係を早くしてほしいという要望を出させていただいたわけですが、令和2年度の組織機構の変更がありました、教育部としては変更はありませんでした。

あと、過去の学校教育課の増員の経緯につきまして、はっきり把握しておりませんが、この改正に至った経緯としましては、学校給食などに対応するための人員が必要だということもありますが、特に入学、転学に関しては、学級数や教員数など学校教育課の先生や学校との連携を密にする必要があるということもございますし、教科書についても、学校のニーズの把握や、児童生徒数や教員数や配置になど様々な密接なつながりがございます。他市の状況を確認しても学校教育課が所管している事例が多いこともございますので、職員の人数なども含めを総合的に検討しまして、今回、学校教育課に移管するというにしましたものでございます。

#### ○委員

ありがとうございます。確かに、内容的には学校教育課で担当される方がやりやすい面もあろうかと思いますが、給食の調理場は令和4年でしたかね。その対応を万全にするためには、来年度はぜひ増員していただけるように要望をしっかりとさせていただきたいと思います。

以上です。

#### ○委員

ありがとうございます。

#### ○教育長

教育総務課も学校教育課も事務量が非常にふえているという状況の中で、職員の増員はちょっと見込めないことであります。

したがって、次の手だてとしては、教育部内の人事については教育部内ということもありますので、生涯共育の文化、スポーツを含めて、全体の中で、事務量の増減等がありますので、何とかバランスをとっての配置ができれば、平準化された仕事ができるのではないかなと考えております。

部長のほうでも、そこらは今、一生懸命構想していただいておりますので、それで令和2年度は乗り切るということしか、今のところは打つ手がございませんので、そのような形でいきたいと。教育部内の事務局で柔軟な対応していくということで進めていきたいと思っております。

#### ○委員



一番心配するのが、組織規則でいうと10の「その他学校教育の指導及び助言に関すること」です。これは、事務的な手続の問題ではなくて、指導の面です。学校現場の先生方を指導される指導主事の先生方は、目に見えないところで大変な時間をとられますので、そこを心配しました。

以上です。ありがとうございました。

**○委員**

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

それでは、議案の（1）御承認いただける方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

**○委員**

ありがとうございます。挙手全員で承認をさせていただきます。

続きまして、議案（2）です。御意見、御質問のある方、いかがでしょうか。決裁規程の一部改正についてですが、特によろしいでしょうか。

では、議案の（2）御承認いただける方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

**○委員**

ありがとうございます。挙手全員で承認をさせていただきます。

それでは、議案の（3）です。掛金の額に関する規則の制定、こちらについて御意見、御質問ある方、いかがでしょうか。

**○委員**

ちょっと教えてください。

この計算額でいきますと、昨年まではおおよそこれぐらいの金額で市は負担をしていたという解釈で、割り算をしたらこの460円になりましたということでもいいでしょうか。

**○教育総務課長**

この460円ですが、スポーツ振興センターの掛金の額が決まっております。一般児童生徒の場合は掛け金が960円で、2分の1が市の負担、2分の1が保護者負担というような格好の整理をしていました。スポーツ振興センターの規則では、この辺については10分の6から10分の4の中で決めるということです。

**○委員**

10分の5でした。

**○教育総務課長**

はい。これを規則に明記し、整理をしたものです。

**○委員**

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか、御意見、御質問。

よろしければ、御承認いただける方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

**○委員**

ありがとうございます。挙手全員で承認をさせていただきます。

それでは、議案の（4）です。新城市生涯学習推進委員の委嘱について、4番から9番まで、生涯

共育課、説明をお願いします。

#### ○生涯共育課長（共育・文化）

それでは、まず（5）新城市生涯学習推進委員の委嘱についてお願いします。

今月末をもちまして生涯学習推進委員の任期が満了しますので、新城市生涯学習推進委員に関する規則第2条の規定に基づきまして、市が1日から1年間の期間の新しい推進委員の案を裏面のとおりに提出させていただきます。

なお、名簿番号の2番と8番、23番、54番、61番、73番、75番、76番の8地区につきましては、現在選定中ということで空欄となっております。確定次第報告させていただきたいと思っております。

以上、生涯学習推進委員の移植の承認につきまして、御承認をお願いしたいと思っております。

#### ○生涯共育課参事（文化財）

引き続きまして、新城市文化財保護審議会委員の任命について御説明申し上げます。

22ページに、来年度、再来年度の2カ年にわたります文化財保護審議会委員の先生方のお名前を明記してあります。

この中で、一番下の加藤さんが今回新規ということで、鳳来寺山自然科学博物館の館長さんですけれども、新規に文化財保護審議会委員になっていただきたいということで、お願いいたします。

次に、23ページのほうに行きまして、長篠城址史跡保存館運営審議会委員の委嘱についても、あわせて御審議をお願いいたします。

こちらのほうにつきましても、令和2年度から令和4年度の2カ年にわたります任期になります。ちょうどこの4月から新しい任期が始まりますので、引き続き審議委員の先生方をお願いしたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○生涯共育課参事（博物館）

続きまして、鳳来寺山自然科学博物館運営審議会委員の委嘱について御審議いただきたいと思っております。

こちらにつきましては、鳳来寺山自然科学博物館の設置及び管理に関する条例に基づき、この裏面の6名の方に委嘱するものでございます。こちらの方々は、今回任期満了に伴いまして4月から委嘱するものでございますが、今までの方で、御了解を得て引き続いてしたいということでございます。

続きまして、鳳来寺山自然科学博物館学術委員の委嘱についてでございます。

こちらにつきましては、鳳来寺山自然科学博物館の設置及び管理に関する規則の規定に基づき委嘱するものでございます。

裏面を見ていただきますと、この中で新しく地学の部門の一番下の利涉幾太郎先生に新しくお願いさせていただくものでございます。こちらの先生は、今、名古屋市の向陽高校の先生をやっている方で、今までは応援という形で博物館の行事にお越しいただいて説明していただいている方でございまして、こちらの実績を踏まえた上で今回学術委員に新しく委嘱するものでございます。

説明は以上でございます。

#### ○生涯共育課長（スポーツ）

続いて、9号議案の関係です。新城市スポーツ推進委員の委嘱についてであります。スポーツ推進委員につきましても1期2年ということですので。

32名の、現在もスポーツ推進委員の構成で規則上は40人以内であります。各地区それぞれの推薦

者をもとに、今、32名ということでありまして、裏面のほうに名簿がありますが、これが全てです。この方々32名のうち、経験年数がゼロ年となっている方々が来年度から1期2年で務めていただくことになっています。そのほかの方については継続ということですが、

恐れ入りますが、26番と27番の東陽地区から出ている滝本さんと長坂さんのところの住所ですが、新城市富岡となっていますが、富栄の間違いですので、訂正させていただきますのでよろしくお願い致します。

以上の方々に委嘱をさせていただきますので、よろしく御審議のほうをお願いいたします。

#### ○委員

ありがとうございました。

それでは、1つずつ確認していきます。

議案の4番、生涯学習推進委員の委嘱について、御意見、御質問等、ございますか。

では、御承認いただける方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

#### ○委員

ありがとうございます。挙手全員で承認をさせていただきます。

それでは、(5)です。新城市文化財保護審議会委員の移植について、御意見、御質問ございますでしょうか。

よろしければ、承認いただける方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

#### ○委員

ありがとうございます。挙手全員で承認をさせていただきます。

(6)長篠城址史跡保存館運営審議会委員の委嘱について、御意見、御質問、いかがでしょうか。

それでは、御承認いただける方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

#### ○委員

ありがとうございます。挙手全員で承認をさせていただきます。

(7)鳳来寺山自然科学博物館運営審議会委員の委嘱について、御意見、御質問、いかがでしょうか。

よろしければ、承認いただける方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

#### ○委員

ありがとうございます。挙手全員で承認をさせていただきます。

(8)番です。鳳来寺山自然科学博物館学術委員の委嘱について、御意見、御質問、いかがでしょうか。

それでは、御承認いただける方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

#### ○委員

ありがとうございます。挙手全員で承認をさせていただきます。

(9) 新城市スポーツ推進委員の委嘱について、御意見、御質問、いかがでしょうか。  
よろしければ、承認いただける方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

#### ○委員

ありがとうございます。挙手全員で承認をさせていただきます。

#### 日程第4 協議事項

#### ○委員

日程第4です。協議事項(1) 新城図書館郵送貸出サービス要綱の制定について、説明をお願いいたします。

#### ○生涯共育課長(共育・文化)

新城図書館郵送貸出サービス要綱の制定について、お願いします。ページは29ページになります。

今回、新たに障害者向けに郵送貸出サービスを始めたいため、要綱を制定するものでございます。これは、障害等により図書館への来館が困難な方に対して、図書などの資料を郵送により貸し出しを行おうとするものです。

対象者につきましては、第2条に規定しますとおり、身体障害者手帳1級、2級、療育手帳A判定を受けた方、その他特に必要と認める方としております。

申し込みは、第3条第2項のとおり、窓口または郵送、電話、ファクス、メールにより受け付けることといたします。

貸し出しは、図書館から郵便によりお送りしまして、返却は郵便又は窓口持参ということで考えております。

なお、往復の郵便料は心身障害者用ゆうメールという扱いになりまして、一般の郵送料より低額となっているものです。郵送料につきましては、往復分を市が負担することといたします。

以上のような内容で、4月1日から施行したいと考えております。

説明は以上になります。御審議よろしくをお願いいたします。

#### ○委員

ありがとうございます。

御意見、御質問、いかがでしょうか。

では、(1)の貸し出しサービス要綱の制定について、賛成いただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

#### ○委員

挙手全員で賛成ということですので、よろしくをお願いします。

では、(2)です。教育長職務代理者の選任について、お願いします。

#### ○教育総務課長

教育長職務代理者の選任につきまして、現在職務代理者であります原田純一委員の任期が令和2年3月31日をもって満了となります。

つきましては、後任の教育長職務代理者の選任をお願いするものでございます。以上でございます。よろしくをお願いします。

**○委員**

ということですが、いかがでしょうか。

**○職務代理者**

はい、じゃあお願いします。

**○委員**

はい、お願いします。

**○職務代理者**

先ほど、教育長室で教育委員で話し合いをしました。その結果、4月1日からは花田委員さんがやられます。

ただ、花田委員さんは年度の途中で任期が終了します。

**○教育総務課長**

わかりました。ありがとうございます。

日程第5 報告事項

**○委員**

それでは、日程の第5です。報告事項です。

(1) 3月定例会市議会の概要について、お願いします。

**○教育部長**

私から、新城市議会3月定例会での教育方針に関する代表質問と一般質問の概要についてご報告させていただきますが、口頭での説明では時間がかかりますので、お手元のほうに質問書と、その後に答弁書をつけたものをお配りしております。

3月定例会では、新年度の予算方針を説明する予算大綱と、新年度の教育方針説明に対しまして常任委員会の代表が質問をします。予算大綱については市長が、教育方針については教育長が答弁しますが、予算大綱の中にも教育関連予算があり、その答弁書については教育部で作成しておりますので、予算大綱説明に対する質問の答弁書もあわせてお配りしておりますので、教育方針と合わせてまたご確認いただきたいと思います。

以上です。

**○委員**

簡略にありがとうございます。

特に、この中でこれは見ておいてほしいというポイントがあれば、おっしゃってください。

**○教育長**

先ほどの教育委員研修の中でも、英語教育にかかわったりとか、それから地域部活動にかかわるとか、不登校児童生徒に関する事等、紹介させていただきました。

それ以外のところで、委員の皆さん方でこのゴシックのところを見ていただいて、ここはどうだというところがありましたら説明させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**○委員**

それでは、皆さん、お目通しいただいていかがでしょうか。今、疑問などがあればお聞かせください。

## ○教育長

では、1個つけ足します。

30ページ、ICT環境の整備についてというところがありますが、これまでの教育委員会議でも報告させていただきましたように、文科省のGIGAスクールに向けて新城市もしっかりと施設整備、タブレット等を整えていく方向で進めてきました。

無線環境等の整備につきましては、文科省が2分の1を補助するという通知をいただいていたのです。整備には4億8,000万円の費用がかかるのです。ところが、文科省から8,000万円弱の補助という通知が来たものですから、本来でいうとその2倍の1億6,000万円では工事ができないことになってしまいます。

そうなりますと、これから5Gの時代が来たときに高速通信等に対応できないので、補助してもらえなかった部分の2億円が不足するのですけれども、市長等の決裁でそのところは当初計画どおり行くと、市の持ち出しではあるのですけれども、4億8,000万円の費用をかけて19小中学校の無線設備を進めていくということで、今回市議会に補正予算を上げさせていただいております。当初計画どおり進めるということをお承知おきください。

## ○委員

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

## ○教育長

それから、34ページ、共同調理場につきましてはこれまでもしっかりと御審議いただいておりますが、要は、広さとどこにつくるかということが大きな問題になってくるのですけれども、委員の皆さん方からも御指摘がありましたように、市内の新城鳳来地区の小中学校にできるだけ短い時間で配食できる、そういった場所を選定していくということで、今、協議を進めております。以前お示したようなことで進めておりますので、よろしく御了承ください。

## ○委員

ありがとうございます。

ほか、よろしかったでしょうか。

では、またゆっくり読ませていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、(2)です。コロナウィルスの対応について、お願いします。

## ○学校教育課長

お願いします。

新型コロナウイルス対応ということで、これまでの経緯についてはそこに書いてあるとおりです。

配布資料の2枚目の最後、これからのことがとても大事になってくるかと思っておりますので、そのところだけ説明させていただきます。

市の対策会議が行われました。そこで、3月、4月の会合の持ち方について各部、課で検討をするようにという指示がございました。きょう3月12日午前中に校長会議があつて、そこでも説明させていただきました。

1から4の項目になります。3月11日、退職辞令伝達式は予定通り開催、4月1日発令式も規模を縮小し、校長と新規採用者のみ出席で開催、今のところそのようになっております。教育委員の皆様

におかれましては、最小規模というところで御出席をいただかない状況でやらせていただけたらと思っております。

入学式は、今のところ入学児と保護者、教職員、在校生代表のみとする。また、全校児童の生徒を集める始業式は行わない。校長が各教室を回ったり、あるいは放送等を利用するということでもあります。PTA総会については、近日、教育長から市P連会長に代表して期日の延期等をお願いするという形で進めているという状況です。

以上、今のところの状況です。お願いします。

#### ○委員

ありがとうございます。

#### ○教育部長

すみません、市全体の方針のことを言い忘れしました。基本的には3月31日までは全ての市主催の行事等は中止もしくは延期、それから施設等につきましても、基本的には感染率の高いような利用貸し出しはしないという方針です。

現在は県内で発生している状態ですが、市内で発生した場合、職員が発生した場合、それから庁内で発生した場合、その段階段階で、もしかしたら庁内で発生した場合にはここで業務ができないかもしれないということもあり得ます。その場合でも必ずやらなければならない業務を洗い出して、どのように実施するか、体制等の検討をしているところです。

#### ○教育長

学校関係で言いますと、それにつけ加えて、学区で感染した場合、それから保護者が感染した場合、児童生徒が感染した場合、教職員が感染した場合、それらのケースでどのように対応するかということシミュレーションをかけて検討しております。

#### ○委員

どなたか、御質問、御意見あればお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、日程の第5（3）「スマホ&ゲーム機等とうまくつきあうための9か条」の配布について、説明をお願いします。

#### ○生涯共育課長（共育・文化）

本日、机の上に配付しましたこのチラシになります。スマホ&ゲーム機等とうまくつきあうための9か条について説明させていただきます。

このチラシは、平成26年度に学校や各家庭に配布されていましたが携帯電話、スマートフォン等の利用についてのガイドラインを、今年度、新都市PTA連絡協議会の役員が年度当初から協議を重ねまして編集し直して作成し直したものでございます。

これまでのガイドラインは箇条書きで文字のみの紙面となっております、若干見づらいものでございましたが、今回はイラストや検索マークなどを用いまして、視覚的に見やすくさせていただいているものです。また、中心部に、子どものスマホ&ゲーム機等の使用は保護者の責任だと記載しまして、保護者に積極的に関心を持たせる内容となっております。

裏面を見ていただきますと、今回の改訂に当たっての市P連の役員の方の思いが書かれております。このチラシにつきましては、新学期に入りましたら各学校を通じ保護者に配布されるとともに、市内の全家庭全戸配布も行う予定となっております。これによりまして、子どもたちのスマホやゲーム機

とのつき合い方が各家庭で適切に行われることを願うものでございます。

説明は以上になります。

#### ○委員

ありがとうございます。

どなたか御意見、ございますでしょうか。ありがとうございます。

#### 日程第6 その他

#### ○委員

- (1) 令和元年度退職辞令伝達式（学校教育課）・市職員辞令交付式
- (2) 令和2年度発令通知・補職辞令交付式（学校教育課）・市職員辞令交付式
- (3) 新城市博物館施設の子ども向けプログラムについて
- (4) 博物館ザッ記について

上記について報告した。

#### 日程第2 2月の新城教育

#### ○委員

それでは、戻りまして日程第2、(1) 教育長報告、お願いいたします。

#### ○教育長

たくさんの議題がある中、大変スムーズに進めていただきまして、ありがとうございました。

外の景色を見てみましても、今朝はいいお天気でした。青空にハクモクレンが神々しく輝いておりました。ヤマブキもしっかり咲いていて、本当に春がそこまで来ている状況なのですが、新型コロナウイルスの感染拡大で、単に病気だけではなくて経済活動も非常に委縮してきている状況にあります。子どもたちの保護者においても、おそらくこの景気動向の中で、職を失ったり休止したりといった状況も生まれているのではないかと思います。

また、WHO、昨夜パンデミックが宣言され、世界を見渡してみても世界じゅう大変な状況にあります。オリンピックの点火がギリシャで行われたのですが、これから7月に向けてどうなるかはわかりません。

また、新城で言うと、ニューキャッスルアライアンス会議がスイスのヌシャテルで4月に行われるのですが、これも昨日事務局から通知が来まして、中止ということでした。そこに一緒に届いたメッセージには、「加盟都市の皆さんを守ることが私たちの責任ですので、この決断をせざるを得ません。」と書き添えられておりました。これはニューキャッスルアライアンスだけでなく、恐らく、先ほどもありました退職辞令伝達式においても、あるいは新しい発令通知式においても言えることです。もっとも、思いを込めて多くの人たちの温かいまなざしの中で行いたい式ではございますが、こういった周りの厳しい環境の中で決断せざるを得ない状況ではないかと思います。

危機管理というのは、学校長を初め、それぞれの組織のトップにある者としては一番大事なことで、平時ではなくこういう、緊急時、非常時において、いかにリーダーとしての決断、判断ができるかということ、真価を問われると思うわけですが、簡単な言葉で言えば、大丈夫だろうという楽観



的な判断ではなくて、万が一感染するかもしれないと、「だろうではなくて、かもしれない」という状況、そのシミュレーションを描く中で決断し、実行していくことが求められるのではないかと思います。

今回の新型コロナウイルスの感染につきましては、先ほど、学校教育課長のほうからその経過についてプリントが出されました。後ほど見ておいていただきたいのですが、これは世紀に1回あるやなしやの、大事件であります。概略のところを口頭で申し上げて、議会の記録として残すことができたらと思います。

中国武漢で始まった感染なんですけど、2月27日、私も家へ帰って7時のニュースを見ましたところ、突然、寝耳に水で、全国の小中学校臨時休校ということが総理からの要請で放送しておりました。びっくりしまして、これは大変なことになると思いましたら、20分ほどしましたら課長から電話が入りまして、今、中学校の校長たち全員が集まって臨時中学校長会を開いていると。中学を卒業する生徒たち、間近に控えた高校入試、人生の節目である卒業式、こういったものに対してどう対応するかを協議しておりますという連絡でした。

そういう面で、危機管理の面で校長先生方がしっかりと総理の要請を受けとめて動いていてくれて、ありがたかったです。その翌日、28日に小中学校臨時校長会議を開き、そして教育委員会、校長会の決定事項をもって、私のほうから教育委員の皆様方に御連絡して、持ち回り教育委員会の決定として、卒業式と、それから臨時休校、参加者について決定させていただきました。3月2日から24日までを臨時休業、それから25日以降を春季休業、また、卒業式につきましては29日土曜日に中学校の卒業式、3日火曜日に小学校の卒業式、感染防止のために参加者は教職員と卒業生に限定すると。同時に、それぞれの在校生の修了式を行うものでございました。

国や県の動きもそのような動きで動いていたんですけども、その後のことは、委員の皆様方もご存じのように、愛知県下においては予定の期日で3日に中学校の卒業式、19日に小学校の卒業式、しかも保護者同席でと変わってきました。

また、学校休業をしたにもかかわらず、自主登校教室を開くといったこととか、最初の方針と逆行するような指示も多々出てくる中で、やはり子どもたちや保護者も、ちょっとどうなっているんだと混乱もございましたので、教育長名ですぐに、「新型コロナウイルス感染拡大防止について」というメッセージを市のホームページに公開しました。

そして、29日、県下で一番早い卒業式だったんですけども、中学校の卒業式を行いました。その後学校休業日になるということで、児童生徒の学習権を守ることに。学習を担保して、その上で、子どものお守り等で保護者が困る場合においては児童クラブを利用するという、ただ、感染防止ということを考えて児童クラブの子どもたちが入る空間は大変狭いということで、一律に児童クラブを1年生から6年生の子どもが希望して入るのではなくて、4、5、6年の上学年においては、これをまさに自主的、自律的に学習に取り組む機会と捉えて計画的に自宅学習をする。下学年については、希望のあるところは入室する形で学校でも指導をいただきました。

その結果、最初は685名の児童クラブの希望があったのですが、学校教育課のほうで各児童クラブを回ってみましたところ、上級生は少なく多くは下学年の子どもたちでした。こども未来課の調査によっても大体250人から280人の子どもたちが児童クラブに行っているという状況で、十分感染防止の環境づくりができていた状況でした。

同時に、文科省、県は、子どもたちは自宅待機で外へ出すなという方針でありましたが、新城市は、それでは子どもたちの本性に反すると、健康維持、感染防止力、免疫力をつける必要があるということで、ホームページの教育長メッセージの中で、「小中学校の校庭を午後開放しますので、しっかりと健康な子供たちは公園や学校のグラウンドを使って外遊びをしてください」という通知を出しました。

その後の推移を見てみますと、子どもたちも、学校でも、テレスタディとかさまざまな情報を子ども・保護者に提供しております。その中で、計画を立てて学習に取り組んでおります。午後は小中学校のグラウンドに出かけて外遊びをしております。

今のところスムーズに進んでおりますけれども、今後の対応といたしましては、19日、国でも専門家会議等の答申を受けて方向性を示すということですので、それを受けてまた教育委員会としてどうするかを決めていきたいと考えております。

また、全県では3月3日に中学校の卒業式を行ってきたのですが、新城だけ小学校の卒業式を行いました。そのときに、保護者等を同席する市町も結構あったものですから、気持ちとしては揺らぎましたけれども、当初の方針ということで、ただ、それは市民に向けて発信する必要があるので、市のホームページのトップで、教育委員会、教育長名で、このような考え方で新城市はすすめておりますと広報させていただきました。以後、苦情等はございません。大変な中ですがけれども、保護者、市民の方々に、御理解御協力していただけたのではないかなと思います。

今後のことですが、先ほど課長のほうからもお話がありましたように、31日、退職辞令伝達式、予定どおり開催することにしました。やはり退職された方々への恩に報いるためには、これを中止することはできないのです。しかし、最小の人員の中でやろうということで進めます。委員の皆様方もお見送りしたい、感謝の気持ちを表したいという気持ちは重々だと思っておりますが、よろしく御理解願いたいと思います。

また、発令通知式につきましては、異動等の対象者は校長から学校でやってもらいます。新任については、やはりきちんとした儀式を経てやっていくことが必要であると思っておりますので、新規採用者については事務局のみで対応させていただきます。

あと、入学式ですが、何とか、「1年生になったら」というわけですので、保護者同席で新入生と教職員、保護者、そして在校生代表で開催できたらなと強く願っております。3月のこれからの感染者の数によってその方向が決まってくると思います。これは天に願うのみです。

それから、突然の臨時休業で、子どもたちの学習がどうなのかということ、保護者も関係のみなさんも心配していみえると思うのですが、履修し残した部分につきましては、特に小学校6年生、中1になる子たち、それから中学校2年生、中3になる子たち、この子たちについては、特に小6については、幾つかの小学校が中学校に行きますので、小中の連携をしっかりとしまして、なかでも系統的な積み上げが必要な算数、あるいは分野的にきちんと担保しなくてはならない理科等を中心に、4月の冒頭、きちんと履修できるようにしていくことを、校長会で確認しました。

中学3年生については、通常でやっても時間数が足りなくなりがちな状況にありますので、中2のときに積み残したものをいかに中3の最初でやって、その後中3の教育課程をやっていくかということにつきましては、綿密な計画のもとでやらないとできないものですから、そこら辺をこの3月後半の中でしっかりと計画的に進められるようにと依頼しました。

年間、全ての教育課程は年間35週で履修内容が計画されておりますので、1年というのは35週では

なくて40週、41週ございますので、余裕はあるわけですので、何とかこの未履修部分を含めまして、該当学年の教育課程を納めることができるのではないかと考えておりますけれども、これからのコロナの感染次第でまたこれも変わってくるのではないかと思います。

最後は、教育方針説明で、議会でお約束しましたこと、これらを実施するということはかなりいろいろな困難が伴うと思いますけれども、新しい時代、変化する時代に向けて、どうしてもこれまでの学校の常識、形というものを変えていかざるを得ない、そういう状況になってくると思いますので、教育委員の皆様を初め、現場、事務局の知恵を結集しまして、新しい時代を切り開く学校教育を構築できたらと思います。

これらの問題については、これからの教育委員会議等でまた提案していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

#### ○委員

ありがとうございます。

#### ○職務代理人

ちょっといいですか。

#### ○委員

はい、お願いします。

#### ○職務代理人

教育長さんのほうから、いろいろな、今後心配されることのお話があったんですけども、入学式、例えば小学校1年生の子は初めて学校へ行くので、保護者に連れられて行くわけですよね。ですから、当然保護者も入れての入学式が想定され、ぜひそうしてもらいたいと思うんですけども、入学式をやるかやらないかというような判断は、いつどの時点で行いますか。

#### ○教育長

第1時点は、国の方針が出されたところですが、しかし、その後県の方針が出されてくるということ、それらの方針を受けてどうするか。決定権は市の教育委員会にありますので、実状を見極めて進めていきたいなど。時期的には、まずは3月20日前後のところの国の方針、そして、20日から25日に恐らく県の方針が出てくると思います。それを受けて、実施の有無や開催の方法等を含めまして、3月末のところ、下旬のぎりぎりのところで決断していきたいです。

したがって、きょうも校長会で入学式については粛々と開催の方向で準備をしていくこと。しかし、どのような状況になるかはわからないので、さまざまなケースの中で、どのようになっても子どもたちを第一に考えて進めていきたいということを互いに承知して進めていくことになりました。

#### ○職務代理人

そういう大事なときの話し合いは、例えば総合教育会議を開くだとか、あるいは臨時教育委員会会議を開くだとか、そういうことはやりますか。

#### ○教育長

そうですね、その時間というか余裕があればいいのですが、今回の場合でも突然の国からの方針というようなことで、もうそれに対して即決断しなければならぬことですので、時間的余裕があれば、お話し上げた教育委員会会議を開きますが、そうでないときには御意見を伺うということで、恐らく

大ニュースとなって全国に広報される事態になると思いますので、その御意見を伺うというような形で進めていくことになるのではないかと考えております。

#### ○職務代理者

大体、前回と同じような形をとると、そういうことですね。

#### ○教育長

はい。

#### ○委員

ほかに、どうでしょうか。

#### ○委員

ちょっと意見を。

今回の新城市、教育委員会の対応は、私は危機管理として素晴らしいなと思いました。国からの休校要請があって、翌日にはすぐ校長会議を開いてその対応を迅速に決定されました。一方で、文科省からは柔軟な対応だとニュアンスが変わると、東三河のほとんどの市町は卒業式の保護者参加を認めるように対応を変え、さらに自主登校を認めるという形をとってきています。新城市の場合は、一貫してその対応を変更せず、混乱ありません。

6年生の保護者の中には、卒業式に入れてほしいという気持ちが強く、私のところにも要望、相談がありました。それは、東三河の豊橋、豊川、蒲郡、田原市が、卒業式に保護者が参加できることがはっきりした時点でそういう要望があったんです。その気持ちは十分わかりますし、私も親とすれば当然のことだと思いました。心情的にはその配慮があってもよいと思いましたが、教育長通知文をすぐにアップされたこと、その対応がよかったと思います。あの通知文は、子どもたちのことを第一に考えた心がこもったメッセージでしたので、保護者に十分受けとめられたと思います。ですから苦情もなかったんだと思います。

その後の対応についても、校庭を午後開放することを早々に決定していただき、本当に子どもたちの安全、健康を第一に考えた対応をされたなと思っています。

以上です。

#### ○委員

1つ、目撃したことの御報告なんですが、学校が急にお休みになるということで、一斉に子供たちが大きな荷物を持ってまさに下校するところに、私がちょうど犬の散歩をしていて遭遇しました。

本当に、ものすごく大きな荷物を、手提げなんですけれども、ずっててしまうので両手で抱えるんですけれども、本当に大変そうで、一番難関の文化会館のところの坂を下りて、上がってきたところで、まず1人の子が転びました。中の荷物が出てしまう。私はもうどうしようかと思って見ていたんですけれども、一緒にいた子と一緒に、きゃっきゃと笑いながら一緒に拾って、ああ、大丈夫だなと。

しばらく、もう少し進みましたら歯医者さんのところで、1人座り込んでいました。しくしく泣いているんです。ああ、どうしようか、もう手を貸そうか、でもこの子に手を貸したらほかの子も重い思いをしているわけですし、どうしてこんな急にとっても、少しは学校に置いておいても困るものはなかったんじゃないかとか、ちょっとそういうことが頭をよぎりました。

どうしたものかと思っていたら、二、三十メートル先を歩いていたら、ちょっと体の大きな女の子が引き返してきたんです。2人分です。そのしくしく泣いているこのところに来ましたら、その子が急に

声を上げて泣き出しまして、うわあーんと。で、どうしたかという、ほら行くよと言って、その子の荷物を手分けして持って、手を引っ張って、それで行ったんですね。ちょっと、すごくいいところを見せていただいたなと思って。

しばらく見ていましたけれども、弁天のほうまで歩いて行ったと思うんですが、学校の対応もいろいろあったと思うんです。急なことで、とりあえずもう春休みに入るの、とにかく持って帰さないと、はいさようならと、もう明日からお休みだけ頑張れよぐらいだったと思うんです。子どもたち、すごく大変な思いをして頑張っていましたので、そのことをまた、機会がありましたらお伝えしていただきまして、そういうときだからこそいろいろ工夫ができることもあると思うんです。ひも1本で縛って首にかけるとか、ピンチはチャンスとよく言いますけれども、こういう状況ですので知恵を絞るいい機会かなと思いますので、大人は大人の事情で大変ですけども、子どもたちも頑張っていますので、みんなで、新城で頑張っていきたいと思います。そういうことでした。

#### ○委員

ありがとうございます。

ほかに。

#### ○委員

教育長先生から出されたメッセージの一番下に、共育の観点で地域の方も見守ってくださるとありがたいですというようなことも書かれていたと思います。

自分の周りであったことなのですが、自分の子ども、お孫さんなんだけど見なければいけないということで、4年生と2年生の子がいるそうで、2年生の子を行かせるとこの子は行かせないとかになってしまうので、やはり両方を見よう、では自分の子を見るんだったらよその子も一緒に見ようと思って、公民館を開放していただいて、公民館でみんなで一緒に、午前中は学習しましょう、午後からは一緒に遊ばせようということで、学校まで行くのはちょっと距離があるのでやりますということを書いて、今やっているよという声が聞こえてきました。そのようにして地域で見守るということもやってくれるという声があることだけ、またお伝えできればなと思います。

#### ○委員

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

では、ここで1つだけ。

今、見ていて、余りにも、どの時間にどのチャンネルをひねってもコロナのことばかりやっていて、お子さんのみならず大人も滅入ってくるようなこの報道の状況はいかがなものかなと、危惧しています。

新型コロナと言っていますけれども、コロナウイルスそのものというのは、もちろんSARSもMERSもコロナウイルス属なんですが、よく季節的に子どもたちがかかる風邪のウイルスの中にもコロナウイルスが含まれています。

そのコロナウイルスの風邪をしょっちゅうひいているような小さなお子さんたち、低学年の子たちは、ある大きな範囲でのコロナウイルスに対するある程度の免疫力、抗体を持っているんですよ。だから、新型コロナにもし罹患したとしても、症状が出にくい、あるいは全く無症状でいっちゃう。インフルエンザのワクチンでも、型が違ったら絶対効かないかという、型が違っていてもある程度は効くんですよ。それと同じ理屈の子どもたちは普通の生活環境の中でやっているのだから発症しにくいと

いう理屈があるんですね。

恐らくは、ほかのコロナウイルス、インフルエンザウイルスなんかでも同様に、消えることはなく流行の波をもってこれから持続していくと、なくならないと思います。だから、絶やそうというのはそもそも間違いで、局所的な、爆発的な感染をいかに抑えていくかという観点で国や政府は動いているというふうに見ていただくと、今のウイルスの検査体制のことですか、医療体制を崩壊させないための保健所を介した検査とか、そういうことが見えてくるんじゃないかなと思います。

インフルエンザのお薬って医者はずぐに出しますけれども、まだ出てから20年たっていないんです。その前からずっとインフルエンザ風邪というのはありましたよね。でも、薬がない時代はなくてそれで、ひいてみんな二、三日でぽんと治っていますよね。同じようなものだと思っていただければいいと思いますが、そうではない、基礎体力、基礎免疫のない方ですとかお年寄りの方だとか、そういう方がかかってしまえば、やはりインフルエンザと同等か、今現状、インフルエンザよりもちょっと死亡率が上がってしまう統計になっていますが、かかっている人は、多分今の検査している数以上に、もっとたくさん日本にはいるはずですよ。ただ、風邪で済んでしまうし、僕らも実際見分けようがないです。

もう恐れ過ぎても、僕も今はマスクをしていますけれども、これは自分がかからないためじゃなくて、僕も若いつもりしているので、自分が健康で保菌者かもしれない、毎日触れ合っていて。それを人に移してはいけないと思うからしているだけで、普段から風邪の子ばかりマスクなしで見えていますので、たぶん自分は発症しない気がするんですよ。そんなもんだというふうに思っていて、開き直っていただいたほうが精神衛生上も非常にいいんじゃないかと。

ちょっと病みそうな報道状況で、僕はもうちょっと報道機関は考えてほしいなと危惧しています。

#### ○委員

ほかにいかがでしょうか。

#### ○教育長

せっかくですので、インフルエンザが出席停止扱いをして、これは法律規則に基づいてやっているのですけれども、コロナについてはまだないというようなことで、法律規則ができる前に発症したというようなときにどう対応するかということを、今日の校長会議でも話題になったんですけれども、基本的には出席停止にするんだらうけれども、その期間をどれだけにするかというようなことが、即、もし感染した場合だと判断しなくてはならない状況が出てくると思うんですけれども、御見解をお聞きできればと。

#### ○委員

現状、退院をする目安にもなっています、2回の検査で連続してマイナスになるという、検査が2回連続してマイナスであれば一応治ったというふうに現状は判断している対応です。その後の観察期間を、ちょっと2週間は今は見ましようよという、今は話になっています。

なので、退院後、現状は原則今は入院なものですから、陰性が2回になって退院してから2週間というところが、今の状況の流れでいくと出席停止期間としては認めてあげないといけないのかと。

#### ○教育長

だから、罹患して入院している間を含めて、そこから退院した後2週間。

#### ○委員

2週間。

○教育長

ということは、3週間ぐらいになりそうだと。

○委員

まあ、程度によりますけれどもね。現状のルールだとそういうふうに。ただ、僕さっきも言った、今の流れだとそういう解釈をしないといけないと思います。

ただ、さっきも言ったように、インフルエンザなんかもそうなんですけれども、そのうちそういう扱いになってくればまたどんどん変わってくると思いますが、今のところ、中国から出ている研究の中では、どうも十二、三パーセントは再び陽性化することがあると、死に絶えていなかったウイルスがまた増えてきただけということだと思うんです。あの検査自体も、しっかり痰がとれない限りは精度がそんなに高くないので、のどをちょこちょこやったところで検査の精度が100%では全くありません。今、現状、大半が、半分ぐらいの人がかかってしまうという状況になったらもっと多分緩くなるんですけれども、繰り返しかかることによって抵抗力がさっきも言ったようについてくるので、現状聞かれたらそう答えます。

○教育長

はい。

○委員

今で言ったら、クラスターみたいなものをつくらないようにするという、この地域でいうならそういうことになってくるかと思うんですけれども、先ほどのお話、シミュレーションの中にも出てきているようなんですが、子どもが濃厚接触者である場合というのについては、インフルエンザであれば出席停止になったりはしないですよ。

○委員

インフルエンザで、濃厚接触者の人は出席停止はないです。接触者は。

○委員

コロナの場合は、まあ、大半の人がかかったみたいな、そうなる前の今の段階だとすると、どういうふうにして、考え方を整理すると。

○委員

それはどのように考えられていますかね。濃厚接触者の自宅観察期間を出席停止期間としていいですかという話。

○教育長

先ほどのシミュレーションでいくと、家族が、お父さんが発症したときにどうするかといったら、基本的に学校へ来てはいけないという措置をとらざるを得ないので、やはり同じような対応、出席停止にせざるを得ないんじゃないですか。

○委員

僕もそれがいいと思うんです。現状だと2週間。

○委員

2週間。お父さんが治って2週間ということですか。その本人もやはり検査は受けるのですか。

○委員

お父さんが治って2週間じゃなくて、お父さんがかかった、そこから家族から離れますので。

○委員

ほか、いかがでしょうか。

では、御協力いただいてどうもありがとうございました。

これで閉会にしますが、次回の定例会議です。4月23日の木曜日、午後2時30分から本庁舎4階会議室の4-3で開催したいと思います。よろしく申し上げます。

きょうはありがとうございました。

閉会 午後5時10分



教 育 長

職 務 代 理

委 員

委 員

委 員

委 員

委 員

書 記